

農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和4年5月13日（金）午前9時30分～午前10時25分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（15人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	2 番	長谷 康郎	5 番	小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番	加藤 三久
11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	16 番	大野 久美子	18 番	豊田 栄美子
19 番	望月 広志				

4. 欠席委員（4人）

4 番	佐々木 平	10 番	小林 伸康	15 番	近藤 啓子
17 番	三田 久憲				

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，小河，田吹
農林水産課 中野，武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 7 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 8 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 23 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 23 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 12 番平子伸様、議席番号 13 番稲田利幹様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 17 番は、譲受人は、利用農地 4,032 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 4,542 m²で、併せて 8,574 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、

水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が1名です。通作距離は約1.5kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の15番は、譲受人は、利用農地62,054㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,607㎡で、併せて64,661㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年が1名、10年が2名です。通作距離は約700mです。必要な農作業について、年間約260日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の20番は、譲受人は、利用農地39,265.05㎡を耕作されています。今回の申請地面積は958㎡で、併せて40,223.05㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、タマリユウ、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台、農用自動車を30台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴50年、30年、2年が各1名、25年が2名、10年が5名、3年が3名です。通作時間は車で約5分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員的一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の22番は、譲受人は、利用農地16,678.28㎡を耕作されています。今回の申請地面積は33㎡で、併せて16,711.28㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴70年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴70年、45年、30年、5年が各1名です。通作距離は約5mです。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、10の9番は、3名が共有で譲り受けるものです。譲受人は、それぞれ

利用農地 14,948 m², 4,676 m², 9,418 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 809 m²で、併せて 15,757 m², 5,485 m², 10,227 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、それぞれがトラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、まず一人目が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 40 年、10 年が各 1 名です。次に二人目が経歴 20 年です。三人目が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 40 年が 1 名、10 年が 2 名です。通作時間はそれぞれ徒歩で約 3 分です。必要な農作業について、それぞれ年間約 80 日、60 日、150 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 18 番は、譲受人は、利用農地 8,876.05 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 643 m²で、併せて 9,519.05 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、農用自動車を各 1 台所有し、トラクター、耕うん機、バインダーを各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 20 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 45 年、25 年が各 1 名です。通作距離は約 1.2 km です。必要な農作業について、年間約 80 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15 の 12 番は、譲受人は、利用農地 15,503.46 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 4,064 m²で、併せて 19,567.46 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乾燥機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 35 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 35 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 5 年～10 年が 2 名です。通作時間は車で約 15 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、16 の 16 番は、2 名が共有している農地を 2 名が共有で譲り受けるものです。譲受人は、利用農地 4,636 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 3,968 m²で、併せて 8,604 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 26 年です。通作距離は約 350m です。必要な農作業について、年間約 70 日と 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等につ

いて地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、18の19番は、譲受人は、利用農地51,562㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,954㎡で、併せて56,516㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、大豆を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを3台、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴18年です。通作距離は約1kmです。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20の14番は、譲受人は、利用農地7,975㎡を耕作されています。今回の申請地面積は149㎡で、併せて8,124㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、果樹、芝を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、芝刈機、農用自動車を各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴3年です。通作距離は約11kmです。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の13番は、譲受人は、利用農地20,878㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,474㎡で、併せて22,352㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、植木を栽培するとの申請です。機械につきましては、動力噴霧器、タイヤショベル、パワーショベルを各2台、農用自動車を7台所有し、田植機、コンバインを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴48年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴48年、12年、8年が各1名です。通作距離は約2.4kmです。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、23の21番は、譲受人は、利用農地5,085㎡を耕作されています。今回の申請地面積は766㎡で、併せて5,851㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有し、田植機、コンバインを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴13年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴13年が1名です。通作距離は約20mです。必要な農作業について、年間約130日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上12件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいた

します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、6の2番は、住宅用地の一部（倉庫用地）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから西へ約580mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は既存の追認であり問題ありません。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の1番は、近隣で農業兼不動産業を営む者のための駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第3種農地です。判断基準は、千代崎駅から北西へ約300mに位置し、駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は自身で整地を行うため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロック及び石積がある為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明いたします。

22の1番は、喫茶店用地として平成2年3月15日付け第51号で許可いたしました事業計画を変更したい旨の申請です。今回の申請は、この後ご審議いただきます第4

号議案、農地法第5条の許可申請の22の8番で、所有権の移転を行い、また転用目的を喫茶店用地から個人住宅用地へ変更するものです。当初、計画していた喫茶店は、経済情勢の変化により実施される見込みが無くなり、今後は土地の所有権移転を行い個人住宅用地として利用する計画です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はRC擁壁が設置されており、またコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の10番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約710mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の11番は、農業用施設用地（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透、余水は既設の私設水路へ放流します。周囲は水路へ傾斜があり、土砂等の流出もない為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8の17番は、住宅用地の一部（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから東へ約920mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透、余水は既設雨水枳へ放流します。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考え

ています。

続きまして、9の15番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から東へ約820mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の18番は、隣接運送業者のための駐車場用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、鈴鹿市駅から北へ約1,100mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設排水路へ放流します。周囲はコンクリートブロック及びフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、5月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、10の14番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、一ノ宮地区市民センターから北西へ約2,400mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の12番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南東へ約1,250mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の13番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南東へ約1,100mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の8番は、先程ご審議いただきました第3号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請で承認されました個人住宅用地として

転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南西へ約170mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。

取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はRC擁壁が設置されており、またコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の16番は建設工事発生残土置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから南西へ約1,250mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。南北は高低差のある谷地となっているため周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、5月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、23の9番は、この後ご審議いただきます第5号議案、農地法第5条の貸借権の23の12番と一体で個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約1,350mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上11件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1の13番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約310mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位

置している為です。資金は預金残高の写しを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5 の 15 番は、農業用施設用地（資材置場兼駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約 530m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は自身で整地を行うため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5 の 16 番は、住宅用地の一部（庭・駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約 510m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は石積み及び生垣が設置されており、またコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6 の 14 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから西へ約 1,280m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設道路側溝へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、11 の 11 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から北東へ約 990m に位置し、伊勢若松駅を中心とする半径 1km までの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路内枳へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 12 番は、先程ご審議いただきました第 4 号議案、農地法第 5 条の所有権の 23 の 9 番と一体で個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約 1,340m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当

しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 6 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認といたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

1 ページ目 1 番及び 2 番は、国府地区で使用貸借です。

2 ページ目 3 番は、庄野地区で米 3 0 k g の物納です。

3 ページ目 4 番から 5 ページ目 1 0 番は、加佐登地区です。4 番及び 5 番は、使用貸借です。6 番及び 7 番は、3, 0 0 0 円の金納です。8 番から 1 0 番は、農地中間管理機構を通した 1 0, 0 0 0 円の金納です。

6 ページ目 1 1 番は、石薬師地区で使用貸借です。

7 ページ目 1 2 番から 1 4 番は、白子地区です。1 2 番は、米 2 0 k g 相当の金納です。1 4 番は、米 2 0 k g の物納です。1 4 番は、7 筆合計で米 9 0 k g の物納です。

8 ページ目 1 5 番及び 1 6 番は、河曲地区で使用貸借です。

9 ページ目 1 7 番から 1 9 番は、玉垣地区です。1 7 番は、1 筆 5 0 0, 0 0 0 円での所有権の移転です。1 8 番は、米 2 5 k g 相当の金納です。1 9 番は、農地中間管理機構を通した米 5 0 k g の物納です。

1 0 ページ目 2 0 番及び 2 1 番は、若松地区です。2 0 番は、農地中間管理機構を通した米 1 0 k g の物納です。2 1 番は、農地中間管理機構を通した米 2 5 k g の物納です。

1 1 ページ目 2 2 番は、栄地区で使用貸借です。

1 2 ページ目 2 3 番及び 2 4 番は、久間田地区で 1 0, 0 0 0 円の金納です。

1 3 ページ目 2 5 番から 2 7 番は、椿地区です。2 5 番は、5 筆合計で 6, 5 8 6, 0 0 0 円での所有権の移転です。2 6 番及び 2 7 番は、1 0, 0 0 0 円の金納です。

1 4 ページ目 2 8 番及び 2 9 番は、深伊沢地区です。2 8 番は、使用貸借です。

29番は、20,000円の金納です。

15ページ目30番は、庄内地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第6号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から8につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から8の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

辻委員

第3号議案事業計画変更承認申請のところで、地番と面積が変更後に変わっていますが、これは分筆をしたということですか。

事務局

以後に分筆がございましたので、枝番と面積が変わっているということです。

辻委員

すべてを所有権移転したのではないということですね。

事務局

そういうことです。

議長（堀田会長）

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。